

意見1 市が考えている空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 関口自治会長</p> <p>■団塊の世代の子どもたちは、独立して家から出る人が多く、その後、親が亡くなってしまっても、そこに住まないため、空き家となってしまう。</p> <p>市では、増加する空き家について、今後の見通しや対策などについてどのように考えているか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家対策は、平成28年に実施した市内全域の空き家実態調査においては、755戸の空き家を確認しています。その後、職員が現地を巡回し、定期調査を行っていますが、解体など除却したものを含め、現在では608戸の空き家を把握しています。</p> <p>市では、平成29年に空き家対策の基本方針となる空家等対策計画を策定し、空き家の予防・解消・活用の3つを取組の柱として対策を進めています。</p> <p>1つ目の予防に向けた取組として、平成28年度から高齢者を対象とした予防啓発の出張ミニ講座を実施しています。</p> <p>2つ目の解消に向けた取組では、平成29年度から市内老朽空き家の所有者に対し、当該空き家の解体工事に要する費用の一部を補助することにより、所有者に主体的な解体を促し、近隣住民の生活環境の保全、景観の維持に努めています。</p> <p>最後に活用に向けた取組ですが、平成29年度に国土交通省の空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業の採択を受け、本市で運用している空き家データベースに登録されている所有者等に対し、活用意向及び外部提供の意向確認調査を実施し、不動産事業者に情報を提供する仕組みを構築しました。さらに、所有者向けの相談会やセミナーを開催するなど利活用につながる取組を実施しております。</p> <p>空き家を放置すると、周囲の生活環境に多大な影響を及ぼします。これらの取組を関係団体と協力しながら、空き家の適正管理や支援を強化していきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■平成28年度に空き家対策を進めようと、不動産関係の団体や弁護士、税理士、土地家屋調査士、大学の教授、自治会の代表者、民生委員・児童委員等の関係者により対策を検討しました。</p> <p>そこで、空き家にランク付けをし、倒壊の恐れなどがある空き家を「特定空き家」に指定し、持ち主と空き家の管理について調整します。</p> <p>しかし、持ち主と連絡がつかず近隣住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、行政代執行で市が空き家を解体します。現在のところ、市内には特定空き家はありますが、もしお近くで心配な家屋があれば、市まで情報提供をお願いします。</p> <p>また、平成30年度から親元近居同居住宅取得等支援事業をスタートさせるなど、さまざまな施策を展開しながら、少しでも空き家をなくすよう努めています。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携して、定期的なパトロールを実施するなどの状況把握に努め、所有者に対しては、助言指導を行っています。</p> <p>また、旧耐震基準で建築された空き家のうち、老朽化が著しい空き家の解体について補助を行うことにより、倒壊の危険性をはじめ、防犯、防火、衛生上の問題等の解消に努めています。平成30年度は、12件の補助を実施しました。今年度は、すでに18件の申請を受けています。</p> <p>今後も引き続き補助事業の周知に努め、空き家の解消、利活用をさらに進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■空き家の解体補助については、現在までに予定件数20件に対し24件の申請を受け、老朽化した空き家の解消に寄与することができました。</p> <p>また、相川地区と南毛利南地区の空き家で、所有者が不存となり適切な管理が行われていなかった2棟について、法律に基づく「特定空家等」に認定し略式代執行による解体を実施しました。</p> <p>掛かった費用は、跡地を売却した費用から回収する予定です。</p>

意見2 自治会加入者の減少について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 本厚木スカイハイツ自治会長</p> <p>■ 少子高齢化などの影響によって、自治会員が年々減少傾向にある。自治会としても、非加入者に加入するよう説得はしているが、加入するメリットがあるのかと言われることが多々あり、対応に苦慮している。</p> <p>今後、自治会の役員の高齢化も進み、更に自治会が縮小していくことが想定されることから、市として自治会への加入者の増加に向けた対応策を考えるべきではないか。</p> <p>また、自治会をやめる原因として、自治会費よりも高齢化に問題があるのではないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■ 依知南地区に限らず、市内または神奈川県内全ての自治会で同様の問題を抱えています。本市における加入を増やすための対策として、毎年10月に自治会連絡協議会が作成している自治会あつぎを会員のみならず非会員の方にも配布して自治会の加入を促しています。</p> <p>また、毎年3月には、自治会加入促進月間として定め、広報あつぎで自治会の必要性をPRしています。</p> <p>さらに、平成27年に宅地建物取引業協会県央支部や不動産協会、自治会連絡協議会、市の4者において、自治会の加入促進や地域の見守り、ごみの減量に関することについての協定を締結しました。</p> <p>このような取組を通じて、自治会の必要性を周知し、少しでも自治会会員数の加入促進に努めています。</p> <p>【市長】</p> <p>■ 自治会員の減少については、以前から問題になっています。なぜ自治会が必要なのかということに対しては、いざという時に助け合うための土壌を作るといことです。顔が繋がっていたり、普段から声を掛け合ったりしていると、信頼関係が生まれます。新しく引っ越してこられた方には、一度や二度の説明では自治会に入る必要性は理解いただけないと思います。自治会の催しなどに足を運んでいただけるよう声を掛けるなど、まずは自治会はどんな組織なのかと、知ってもらうきっかけを作ることが大切です。自治会と行政が一緒になって、この課題に取り組んでいきたいと思っています。</p>	<p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>■ 協働安全部長の回答のとおりとなりますが、厚木市自治会連絡協議会に御意見を伝え、協働で課題解決に向けて、取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 通学児童に対する交通安全対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
学校教育・道路・交通関連	<p>(1) 中依知自治会長</p> <p>■埼玉県川口市で、子どもたちが登校するところに遭遇した。児童たちは、2列で一番先頭が黄色い旗を持ち、50人くらいが道路にはみ出ることもなく通学しており、全員が黄色い帽子をかぶっていた。埼玉県の他市の出身の方から、小学校の時は、6年生まで全員黄色い帽子をかぶっていたと聞いた。</p> <p>遠くから集団で黄色い帽子をかぶって歩いてくると、目立つことから事故防止にもつながると思うので、厚木市でも、1・2年生だけが黄色い帽子をかぶるのではなく、全児童に着用してほしい。</p> <p>また、地域で児童と車の交通事故があったとき、地域の皆さんで見守りをしてくださいと言われた。厚木市はセーフコミュニティの認証都市を受けているが、事故やけがには原因が必ずあるはず。原因はたくさんあったはずであり、地域の人たちが見守ってなかったのが原因だとすると心外である。</p> <p>運転手もスマホを見ていたとのことであった。そして、通りには学童横断注意という看板があったが、前方を見ていない人に立て看板は本当に有効なのか。</p> <p>水道道に街路樹があるが、成長して幹が大きくなり、子どもたちが街路樹の陰に隠れていて死角になる可能性がある。街路樹を伐採して、ポール等に変えることはできないか。</p>	<p>【霜島副市長】</p> <p>■市内の小学1・2年生は全校で黄色い帽子を着用していますが、森の里小学校だけは緑色の帽子を着用しています。黄色い帽子のほかにも、ワッペンや黄色いランドセルカバーなどを付けて、交通事故から子どもたちを守ろうと取り組んでいます。</p> <p>黄色い帽子の着用については学校ごとの判断となってきますが、高学年になってくるにつれて、黄色い帽子をかぶりたいくないという子どもが出てくるのが想定されるため、3年生からはかぶる帽子の種類に決まりはありません。6年生まで黄色い帽子で統一するには、PTAや保護者の方の意見を聞きながら、慎重に判断する必要があると思いますので、学校側にはそのような意見があった旨お伝えします。</p> <p>【協働安全部長】</p> <p>■横断歩道に設置されている啓発看板については、一度現場で向きや位置が正しいか確認します。</p> <p>セーフコミュニティについては、来年が再々認証の年となります。再々認証を目指す本市としては、今までのセーフコミュニティの活動については、様々な意見が寄せられていますので、多くの御意見を踏まえ、8つの対策委員会でしっかりと検証し見直しをしていきたいと考えています。</p> <p>【道路部長】</p> <p>■看板ではなく、「この先横断者あり」や「学童注意」などといった注意書きを路面に表示することができますので、場所によってはそのような手法も効果的であると考えています。</p> <p>街路樹の関係については、樹木の成長とともに大きくなってきて、小さい子どもが木の死角となってしまうこともありますので、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握に努めてはいますが、大きくなった街路樹を伐採するのがいいのか、それとも剪定がいいのかは、現場の状況を確認しながら判断していきたいと考えています。</p>	<p>【学校教育部】教育指導課</p> <p>■引き続き、黄色い帽子の着用も含め、児童の安全な登下校について、各小学校に情報提供をまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■7月2日に現地を確認後、看板の向きや視認性を調整しました。その他、新規の看板を設置する等の対応をしました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p> <p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■本市では、課題に応じて対策委員会を設置しており、交通事故に関しても、交通安全対策委員会や自転車生活の安全対策委員会で対策を講じています。例えば、自転車マナーアップキャンペーンやスケアードスレート教育技法による交通安全教室等の取組が挙げられます。</p> <p>これらの取組は、環境や時代等の変化に合わせ検討を行っており、今後も課題に応じ、取組を推進していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【道路部】道路維持課</p> <p>■路面標示につきましては、現地を確認し、必要な箇所に随時設置していきます。街路樹については、毎年、9月下旬から10月上旬にかけて、剪定を行っています。伐採については、地元の方々の意見を取り入れながら、対応していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■路面標示、伐採については、中間報告以降の変更はありません。</p> <p>市道横須賀水道路線の街路樹剪定については、9月19日から10月1日の間で実施しました。</p>

意見4 金田地区内道路の一方通行について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 金田中部自治会長</p> <p>■国道246号を大和方面から金田交差点へ向かう途中に金田上宿の信号があるが、金田上宿の交差点は7時から9時が左折禁止となっている。左折先の道路は、通学路に指定されているが、車2台がようやく通り抜けるほど道が狭く危険である。できれば信号から20mくらいを終日一方通行の規制をかけることはできないか。</p> <p>または、ガードレールを付けるなど歩行者の安全を守る対策を講じることはできないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■一方通行など道路交通法上の規制に関しては、公安委員会が所管となり厚木警察署が窓口になります。</p> <p>仮に一方通行規制をした場合、今まで通行していた地域住民においても例外なく進入は出来ず現在より利便性が低くなることや、通行していた車両が他の道路（当該箇所の場合、東側の道路2箇所）に集中し、新たな交通障害が発生することが懸念されます。</p> <p>このように規制の新設の場合、周辺住民や道路利用者の生活に大きく影響が出るため幅広い方の御理解が必要となりますので、周辺住民等と御協議の上、地元の総意として要望書の提出をお願いいたします。</p> <p>【霜島副市長】</p> <p>■規制を一度かけたら、再度規制を解除することができなくなる可能性もあります。そのため、規制をかけるには地域住民の総意が必ず必要になります。</p> <p>【市長】</p> <p>■規制には住民の総意が必要です。市の方で、道路に面する近隣住民を集めて、話し合いの場を設けるよう調整します。</p> <p>そこで、規制について皆さんの考え方を伺いたいと思います。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■7月11日、自治会長及び厚木警察署立ち合いの下、現場を確認しました。</p> <p>周辺住民や道路利用者の生活に大きく影響が出ることから、幅広い方の御理解が必要となりますので、周辺住民等と十分協議の上、地元の総意として要望書を提出するよう説明しました。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 「スマ報」について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
その他	<p>(1) 長坂自治会長</p> <p>■市が運営している「スマ報」を活用して、道路に穴があるのを午前中に写真を撮って報告したら、翌日には道路の穴が塞がっていた。とても素早い対応に、驚くとともに対応力の速さに感謝している。道路だけではなく、不法投棄の回収も1週間に1回行ってきている。対応が早くなっただけではなく、市が現在どのような対応をしているのか、ステータスで確認できるのも良い。とても素晴らしいシステムを開発してくれたことに感謝している。</p> <p>そこで、さらに使いやすいシステムにするためにも、住んでいる地域で、どのような報告が出ているのか、分かるようにすることはできないか。</p>	<p>【政策部長】</p> <p>■「スマ報」には、道路の損傷や外来生物、不法投棄など、多くの市民の皆様から報告をいただいています。自治会長の御意見のとおり、すでに通報してあるのかどうか、お住まいの地域でどのような情報が市に報告されているのか、市民の皆様が確認できるようなシステムについて検討します。</p>	<p>【政策部】情報政策課</p> <p>■いただいた御意見も参考に、現行システムの改修の可否や、各カテゴリ所管課とともに運用上の課題を整理する等の検討を進めます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■「道路」と「公園・緑地」のカテゴリで受付させていただく情報（要望等を除く）について、公開できるよう準備を進めています。</p>